

「会社法制の見直しに関する要綱」に関する解説 (その5：最終回)

あべみつまさ
公認会計士 阿部 光成

「会社法制の見直しに関する要綱」(以下「要綱」という)の解説(最終回)として、組織再編等の差止請求、会社分割等における債権者の保護、その他について解説を行う。

I 組織再編等の差止請求

会社法では、略式組織再編についてだけ、株主に略式組織再編をやめることを請求できると規定している(会社法784条2項、796条2項)。

要綱は、一般的な組織再編の差止請求制度を導入するものであり*1、次に掲げる行為が法令又は定款に違反する場合において、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、株主は、株式会社に対し、当該行為をやめることを請求することができるとしている。なお、略式組織再編の差止請求(会社法784条2項、796条2項)については、現行法の規律を維持する予定である。

- ① 全部取得条項付種類株式の取得
- ② 株式の併合
- ③ 略式組織再編以外の組織再編(簡易組織再編の要件を満たす場合を除く)

II 会社分割等における債権者の保護

1 詐害的な会社分割等における債権者の保護

要綱は、詐害的な会社分割等における債権者の保護を行うために、吸収分割会社又は新設分割会社(以下「分割会社」という)が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社(以下「承継会社等」という)に承継されない債務の債権者(以下「残存債権者」という)を害することを知って会社分割をした場合には、残存債権者は、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができるとしている*2。「承継した財産の価額」の意味は、承継した積極財産の総額であり、そこから承継した債務の価額を差し引いた価額ではないこと

に注意する*3。

ただし、吸収分割の場合であって、吸収分割承継会社が吸収分割の効力が生じた時において残存債権者を害すべき事実を知らなかったときは、この限りでない。

なお、株式会社である分割会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日全部取得条項付種類株式の取得又は剰余金の配当(取得対価又は配当財産が承継会社等の株式又は持分のみであるものに限る)をする場合(会社法758条8号等)には、上記の規律を適用しない。

上記の債務を履行する責任は、分割会社が残存債権者を害することを知って会社分割をしたことを知った時から2年以内に請求又は請求の予告をしない残存債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅することとする。会社分割の効力が生じた日から20年を経過したときも、同様である。

事業譲渡及び営業譲渡(商法16条以下)についても、同様の規律を設ける。

2 分割会社に知れていない債権者の保護

要綱は、会社分割に異議を述べることができる分割会社の債権者であって、各別の催告(会社法789条2項等)を受けなかったものは、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に分割会社に対して債務の履行を請求することができないとされているときであっても、分割会社に対して、分割会社が会社分割の効力が生じた日に有していた財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる」と述べている。なお、各別の催告を受けなかったものは、分割会社が官報公告に加え日刊新聞紙に掲載する方法又は電子公告による公告を行う場合(会社法789条3項等)には、不法行為によって生じた債務の債権者であるものに限られる。

会社分割に異議を述べることができる分割会社の債権者であって、各別の催告を受けなかったものは、吸収分割契約又は新設分割計画において会社分割後に承継会社等に対して債務の履行を請求することが

*1 岩原紳作「「会社法制の見直しに関する要綱案」の解説〔V〕」『旬刊商事法務』(商事法務、2012年10月25日号、No.1979) 8ページ

*2 当該請求権は、分割会社について破産手続開始の決定、再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定がされたときは、行使することができない(要綱の注1)。

*3 岩原 前掲 10ページ

できないものとされているときであっても、承継会社等に対して、承継した財産の価額を限度として、当該債務の履行を請求することができる。

Ⅲ その他

1 金融商品取引法上の規制に違反した者による議決権行使の差止請求

金融商品取引法上の公開買付規制の趣旨には、対象会社株主の保護などの会社法的な意義が含まれていることから、要綱は図表1のように規律を設けることとしている。

図表1 公開買付規制違反に関する規律

①	公開買付規制違反	株主は、他の株主が次に掲げる規制に違反した場合において、その違反する事実が重大であるときは、当該他の株主に対し、これにより取得した株式について議決権の行使をやめることを請求することができる。 (ア) 公開買付けを強制する規制（金融商品取引法27条の2第1項）のうち株券等所有割合が3分の1を超えることとなる株券等の買付け等に係るもの (イ) 公開買付者に全部買付義務（応募株券等の全部について買付け等に係る受渡しその他の決済を行う義務）を課す規制（金融商品取引法27条の13第4項） (ウ) 公開買付者に強制的全部勧誘義務（買付け等をする株券等の発行者が発行する全ての株券等について買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘を行う義務）を課す規制（金融商品取引法27条の2第5項、金融商品取引法施行令8条5項3号）
②	請求期間	①による請求は、①の事実が生じた日から1年以内に、その理由を明らかにして行わなければならない。
③	株式会社への通知	株主は、①による請求をするときは、併せて、株式会社に対してその旨及びその理由を通知しなければならない。
④	株主の議決権行使	①の他の株主は、①による請求を受けたときは、①の株式について議決権を行使することができない。 上記にかかわらず、株式会社は、①の他の株主が③による通知の日から2週間以内の日を株主総会の日とする株主総会において議決権を行使することを認めることができる。議決権を行使させるかどうかを会社において決定する機関については、明文の規定は設けられない予定である*4。 種類株主総会における議決権の行使についても、同様の差止請求を認める。

2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由

会社法は、株主及び債権者は、株式会社の営業時間内は、いつでも、株主名簿及び新株予約権原簿について、その閲覧又は謄写の請求をすることができる（会社法125条2項、会社法252条2項）。当該請求については、一定の事由を除いて、拒絶することができない（会社法125条3項、会社法252条3項）。

この拒絶事由に【図表2】の規定があるが、要綱は、

当該規定を削除すると述べている。

会社法125条3項3号及び会社法252条3項3号の趣旨は、株主名簿等から株式会社の資本政策等に係る情報が把握され得るためとの説明も行われている。これについては、請求者が株式会社と実質的に競争関係にあるというのみで閲覧等請求の拒絶を認める合理的理由はないとの指摘があり、同規定について削除するものである*5。

図表2 株主名簿等の閲覧等の請求の拒絶事由の削除

①	会社法125条3項3号	請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき
②	会社法252条3項3号	請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事するものであるとき

*4 岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説 [VI・完]」『旬刊商事法務』（商事法務、2012年11月5日号、No.1980）7ページ

*5 法務省民事局参事官室「会社法制の見直しに関する中間試案の補足説明」『旬刊商事法務』（商事法務、2011年12月20日号、No.1952）59ページ

3 募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約

募集株式を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合（会社法205条）であっても、当該募集株式が譲渡制限株式であるときは、その割当に関する事項の決定については、事前の株主総会（取締役会設置会社では、取締役会）の決議を要するとする規律を設けるものである*6。

要綱は、募集株式が譲渡制限株式である場合等の総数引受契約について、株式会社は、株主総会の特別決議（取締役会設置会社では、取締役会の決議）によって、当該契約の承認を受けなければならないものと述べている。ただし、定款に別段の定めがある場合は、この限りでない。

募集新株予約権を引き受けようとする者がその総数の引受けを行う契約を締結する場合（会社法

244条1項）であって、当該募集新株予約権が譲渡制限新株予約権であるとき等についても、同様の規律を設ける予定である。

4 監査役監査の範囲に関する登記

監査役監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社について、当該定款の定めを登記事項に追加する。

会社法では、監査役設置会社について、【図表3】のように規定されている。

会社法2条9号の監査役設置会社に該当するかどうかで会社法の規律が異なり得るので*7、要綱は、監査役監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある場合には、その旨を登記上も明確にするものである。

図表3 監査役設置会社に関する規定

会社法2条9号	監査役設置会社とは、監査役を置く株式会社（その監査役監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。）又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。
会社法911条3項17号	監査役設置会社（監査役監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）であるときは、その旨及び監査役の氏名

5 いわゆる人的分割における準備金の計上

会社法792条2号及び812条2号は、いわゆる人的分割（分割会社が、会社分割の効力発生日に当該会社分割の対価として交付を受けた吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分のみを配当財産として剰余金の配当をするケース）において、会社法第2編第5章第6節（同法461条以下の財源規制等）等の規定の適用を除外している。

一方、会社法792条2号及び812条2号は、剰余金の配当に際しての準備金の計上を要求している会社法445条4項の規定の適用を除外していないため、いわゆる人的分割においても、準備金の計上を要することになる。

しかしながら、会社法445条4項において準備金の計上を要求している趣旨は、一定の金額の利益を留保させることにより他日の損失に備えることにあるのであり、分配可能額の有無にかかわらず剰余金の配当が行われる人的分割に際して準備金の計上を要求する必要はないという考え方がある*8。また、前述のとおり、財源規制等の適用を除外していることとの平仄も考えられる。

そこで、要綱は、吸収分割株式会社又は新設分割

株式会社が吸収分割の効力が生ずる日又は新設分割設立会社の成立の日に剰余金の配当（配当財産が吸収分割承継会社又は新設分割設立会社の株式又は持分のみであるものに限る）をする場合には、会社法445条4項の規定による準備金の計上は要しないものと述べている。

6 発行可能株式総数に関する規律

会社法113条3項では、いわゆる4倍規制として、定款を変更して発行可能株式総数を増加する場合には、変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の四倍を超えることができない（公開会社でない場合は除かれる）と規定している（このほか会社法37条3項）。

いわゆる4倍規制の趣旨は、既存株主の持株比率の低下の限界を画することにあると考えられている*9。

このような4倍規制の趣旨については、上記以外についても相当すると考えられるので、要綱は【図表4】のように規律することを述べている*10。

*6 同上 60ページ

*7 同上 61ページ

*8 同上 61ページ

*9 同上 61～62ページ

*10 同上 62ページ

図表4 発行可能株式総数に関する規律

①	株式併合のケース	<p>株式の併合をする場合における発行可能株式総数について、次の規律に改める。</p> <p>(ア) 株式会社が株式の併合をしようとするときに株主総会の決議によって定めなければならない事項(会社法180条2項)に、株式の併合がその効力を生ずる日(以下「効力発生日」という)における発行可能株式総数を追加する。</p> <p>(イ) (ア) の発行可能株式総数は、効力発生日における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとする。ただし、株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。</p> <p>(ウ) 株式の併合をする株式会社は、効力発生日に、(ア) による定めに従い、発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなす。</p>
②	公開会社となるケース	<p>公開会社でない株式会社が定款を変更して公開会社となる場合には、当該定款の変更後の発行可能株式総数は、当該定款の変更が効力を生じた時における発行済株式の総数の4倍を超えることができないものとする。</p>
③	新設合併等のケース	<p>新設合併等における設立株式会社(会社法814条1項)の設立時発行株式の総数は、発行可能株式総数の4分の1を下ることができないものとする。ただし、設立株式会社が公開会社でない場合は、この限りでない。</p>

7 特別口座の移管

上場会社間で組織再編を行った場合に、同一の銘柄の振替株式について複数の振替機関等に特別口座が開設されることとなったときに、これらを一つの振替機関等に集約するための根拠規定がないという指摘があった^{*11}。

そこで、要綱は次のように規律することを述べている。

- ① 特別口座に記載又は記録がされた振替株式について、当該振替株式の発行者は、一括して、当該特別口座を開設した振替機関等以外の振替機関等に当該特別口座の加入者のために開設された当該振替株式の振替を行うための口

座(以下「移管先特別口座」という)を振替先口座とする振替の申請をすることができる。

- ② ①の申請をした発行者は、特別口座の加入者に対し、移管先特別口座を開設した振替機関等の氏名又は名称及び住所を通知しなければならない。

なお、振替社債、振替新株予約権及び振替新株予約権付社債についても、同様の規律を設ける予定である。

以上

*11 岩原紳作「『会社法制の見直しに関する要綱案』の解説〔Ⅵ・完〕」『旬刊商事法務』(商事法務、2012年11月5日号、No.1980) 10ページ